

令和4年度

# 高浜町放課後児童クラブ利用案内

高浜町では、保護者等が放課後等に児童の保育ができない家庭の小学生に遊びを主とする活動を行う場を提供し、児童の健全育成を図るため、町内4か所で放課後児童クラブを開設しています。

- 1 放課後児童クラブの運営内容について
- 2 放課後児童クラブのご利用について
- 3 利用料金について
- 4 利用申請など手続きについて
- 5 その他
- 6 保護者の皆様へのお願い



\*継続利用を希望される方も、昨年度から変更している事項がありますので、必ずご一読ください。

高浜町教育委員会

〒919-2292 高浜町宮崎 86-23-2

電話 0770-72-7724 FAX 0770-72-2889

# 1 放課後児童クラブの運営内容について

## (1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」）は、小学生の児童が放課後からお迎えまでの時間、遊んだり宿題をしたりしながら過ごす保育施設です。

児童の健全な育成を図るため、次のような活動を行っています

- 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること
- 遊びの活動への意欲と態度の形成を図ること
- 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上を図ること
- 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- 家庭や地域での環境づくりの支援
- その他児童の健全育成に必要なこと



\*児童クラブは「託児施設」ではありません。

保護者の方は、お仕事などを終わられたら速やかにお迎えに来ていただくとともに、ご家庭での保育が可能な日は、児童クラブのご利用を控えてください。

また、宿題の時間は設けますが、学習塾やスポーツクラブのような指導は行いません。

[クラブでの生活の流れ] その日の状況によって変更する場合があります。

時刻	8:00~	9	10	12	13	14	15	16	17~18:30	
平日						順次来館	宿題	あそび	おやつ	順次帰宅
土曜日・長期休業中	順次来館	学習・読書	あそび	昼食	休息	あそび	おやつ	そうじ	あそび	順次帰宅

## (2) 対象児童

令和4年度に小学校に通学予定で、同居する保護者等（近隣に居住されている祖父母を含む）が次のいずれかの事情で放課後等に児童の保育ができないご家庭の児童

- 就労している（自営業、農業、漁業を含む）
- 病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の保育ができない など

## (3) 開設時間

- 授業のある日：平日（月～金） 下校時～18:30
- 授業のない日：土曜日・学校行事による振替休日、7:45～18:30  
春休み、夏休み、冬休みなど

\*学校行事などで下校時間が早くなる場合は、その時間にあわせて開設します。

\*開設時間外は児童をお預かりできません。

## (4) 休所日

日曜日、祝日、お盆期間（8/13～14）、年末年始（12/29～1/3）、  
その他町長が必要と認める日

[臨時閉所] 緊急時の対応については次のとおりとします。

学校の対応	児童クラブの対応
感染症等により学級閉鎖	対象学級の児童の受け入れはしません 上記以外の児童の受け入れは可能
感染症等により学年閉鎖	対象学年の児童の受け入れはしません 上記以外の児童の受け入れは可能
感染症等により学校閉鎖	対象地区の児童クラブも閉所します
台風等接近により警報発令 全員帰宅	町内全地区の児童クラブも閉所します

児童受け入れ中に気象警報が発令または地震等の災害が発生し、教育委員会が危険と判断した場合は、閉所となります。

その場合、支援員は児童の安全確保や保護に努めますが、保護者の皆様に「すぐメール」やお電話で連絡させていただきますので、速やかにお迎えに来てください。

## (5) 開設場所

クラブ名	開設場所	拠点スペース	電 話
高浜のびのびクラブ	高浜小学校内	北側校舎棟 1 階	080 - 6360 - 8718
和田のびのびクラブ	和田小学校内	西側校舎棟 1 階	080 - 6364 - 7253
青郷のびのびクラブ	青郷公民館内	1 階和室 1 階研修室	080 - 6364 - 7254 0770 - 72 - 6055 (青郷公民館)
内浦のびのびクラブ	内浦公民館内	1 階和室	0770 - 76 - 2007 (内浦公民館)

■高浜のびのびクラブは教室収容人数の関係上、40 名を超えた場合はクラブを分割して運営します。

■土曜日など、各クラブの利用者が少ない場合、1 つのクラブのみ開設し受け入れることがありますのであらかじめご了承ください。

その場合、支援員は当番制となり、各クラブから配置されます。

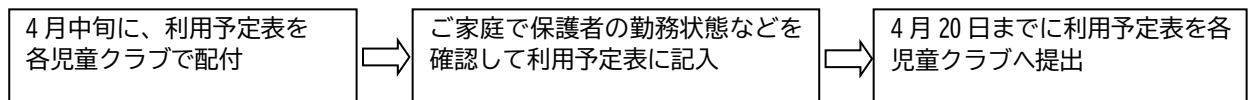
## 2 放課後児童クラブのご利用について

### (1) 利用予定表の提出について

毎月中旬に、利用予定表（カレンダー様式）を各児童クラブに設置します。翌月の利用を希望される場合は利用予定表に記入のうえ、毎月 20 日頃までに期限厳守で各クラブに提出してください。

（4 月の利用予定表は、3 月の入所決定通知書の送付時に同封します）

（例）5 月利用の予定表を提出する場合



- 予定表の提出がない場合は、利用の意思がないものと判断します。  
利用を遠慮していただく場合があります。
- 児童クラブ利用予定については、運営上、各小学校へ報告しています。  
利用予定を変更する場合は、開設1時間前までに、必ず児童クラブに連絡してください。  
（児童クラブへの連絡は、留守番電話やメッセージでもかまいません）
- 各児童クラブへの連絡がとれない場合は、教育委員会事務局（72-7724）までお願いします。
- 長期休業中（夏休みなど）のみ利用される場合は、利用予定表を各児童クラブまで取りに来ていただき、期限までに必ず提出してください。

### (2) 送迎について

- 児童の帰宅は、保護者のお迎えを原則とします。また、長期休業中や土曜日など、自宅から児童クラブに登所する場合も保護者の送迎を原則とします。
- お迎えの際は、必ず支援員に一声おかけください。（長期休業中などは、登所の際にも支援員に一声おかけください。児童の状況確認をします。）
- 長期休業中などは、登所前に必ず児童の体温を計測してください。（37.5 度以上の熱がある場合は、児童クラブの利用をお断りします。）
- 児童クラブに登所後、学習塾の利用などで外出する場合も、保護者の送迎を原則とします。
- お仕事などを終えられた後、速やかにお迎えをお願いします。（緊急の場合を除く）
- やむを得ずお迎えの時間が閉所時間（18 時 30 分）より遅くなる場合は、18 時 15 分までに必ず児童クラブへ連絡してください。

### (3) 持ち物について

- 持ち物には必ず名前を記入してください。(特にハンカチ、くつ下)
- 長期休業中は、水筒や汗拭きタオル、着替え(下着を含む)を用意してください。
- 高浜・和田のびのびクラブの児童は、必ず上履きを用意してください。
- 夏休み中、サンダル(クロックス型を含む)で通所する児童が多く見受けられますが、その場合は、遊ぶ時のための運動靴を用意してください。
- 長期休業中や土曜日、学校給食がない平日など、お昼をはさんで児童クラブを利用する場合は、必ずお弁当と水筒を用意してください。

### (4) けが、病気について

児童クラブ内でのケガや病気などについて、支援員は応急処置(消毒、湿布等)で対応しますが、服薬等の医療行為は行いません。状況によっては、お迎えに来ていただく場合がありますので、ご了承ください。

また、他の児童に感染する可能性がある病気であると見込まれる場合には、児童クラブの利用をご遠慮ください。

### (5) 宿題について

- 児童クラブでは、宿題の時間を設けていますが、自主的に宿題に取り組む習慣を身につけていただくことを目的としているため、内容の指導は行いません。  
クラブでの宿題の取り組みについて、お子様にお声がけいただくとともに、ご家庭で宿題の確認をお願いします。
- 児童クラブで取り組む宿題は、ドリルやプリント類のみとさせていただいておりますので、その他の種類の宿題(音読や習字、工作など)については、ご家庭で取り組んでください。
- 長期休業中においても、学習の時間を設けていますので、学校の宿題が終了しましたら、自主学習にも挑戦するよう、お子様へのお声がけをお願いします。



### 3 利用料金について

#### (1) 利用料金

8月以外：月額 6,000 円（10 日以内の利用の場合 4,000 円）

8月：月額 8,000 円（10 日以内の利用の場合 5,000 円）

■おやつ代を含みます

■利用料金の日割り計算はしません。

（1 日のみの利用でも上記利用料金を適用）

#### (2) 傷害保険加入者負担金

高浜町放課後児童クラブでは、万が一の備えとして利用児童全員に児童クラブ傷害保険にご加入いただきます。保険の補償範囲外のことは一切の責任を負いかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

クラブ利用開始月に合わせた金額（年間分）を請求させていただきます。

利用を開始する月	保険負担金額	利用を開始する月	保険負担金額
4月	1,820円	10月	1,010円
5月	1,685円	11月	875円
6月	1,550円	12月	740円
7月	1,415円	1月	605円
8月	1,280円	2月	470円
9月	1,145円	3月	335円

■児童クラブの利用を開始する月の利用料金請求時に併せて請求します。

■月途中から利用する場合でも、日割り計算はしません。

■年度途中で退所する場合でも、月割り及び日割り計算による返金はしません。

### (3) 減額・免除

次のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額・免除します。

減額・免除を受けようとする場合は、入所決定後、別途申請が必要です。(⑦の場合を除く)申請書は教育委員会事務局または各児童クラブに設置するほか、高浜町ホームページからダウンロードしていただけます。

区分	減額・免除の額	添付書類
①生活保護法に規定する被保護世帯	全額	生活保護受給証明書
②準要保護児童	半額	—
③母子家庭等医療費助成受給世帯		高浜町母子家庭等医療費受給資格者証の写し
④児童扶養手当受給世帯		児童扶養手当証書の写し
⑤住民税非課税世帯		課税証明書 (住民税の課税が分かるもの)
⑥特別支援学級に在籍する児童		—
⑦一世帯において2人以上の利用があった場合 利用料金が少額である方の児童		—

■②～⑥の複数に該当する場合は、いずれか1つに適用させます。

■②～⑥のいずれかと⑦の両方に該当する場合は、②～⑥を優先させて適用させます。

■①に該当する場合は、傷害保険加入者負担金についても全額免除とします。

■年度途中から該当となった場合は、減額・免除の申請をした月からの適用となります。

### (4) 納付方法

■利用料は月末精算とし、翌月に口座振替(毎月25日振替)により納付していただきます。  
(金融機関が休業日の場合は、翌営業日の振替となります。)

振替日の前日までに口座残高のご確認をお願いします。

■新規利用の方は、口座振替の手続きが必要となりますので、入所決定通知書とともに送付する口座振替依頼書に必要事項を記入の上、利用開始月の10日までに、ご利用の金融機関へ提出してください。

\*令和4年度から、利用料の口座振替を翌月の25日に行い、再振替を廃止します。

口座振替ができなかったときは納付書で納付することができますので、教育委員会事務局まで連絡してください。

## 4 利用申請など手続きについて

### (1) 利用申請手続き

下記の必要書類を高浜町放課後児童クラブ事務所または教育委員会事務局に提出してください。

1. 高浜町放課後児童クラブ入所申請書 児童1名につき1枚  
(児童を安全にお預かりするため、正確に記入してください。)
2. 申込み児童の保護者等の就労等証明書類 兄弟姉妹で兼用可能  
同居している祖父母を含むすべての保護者分の提出が必要です。

- ① 就労している方  
「保護者等の就労証明書」(添付書類1(被雇用者用))  
勤務先で証明してもらってください。
- ② 自営業、農業の方  
「保護者等の就労申告書」(添付書類2(自営業者等))  
経営者であるご本人様が記入してください。
- ③ その他(出産、疾病、介護等)  
「申告書」(添付書類3)

[現在就労していないが就職が決まっている場合]

就職後でなければ就労証明書を取得できない方は、就職される会社に採用されたことが分かる書類(内定通知書など)を添付していただき、就職後速やかに就労証明書の提出をお願いします。

- 全ての書類がそろった状態で受け付けさせていただきますので、記入漏れなどがないか必ず確認してください。
- 申請書裏面に誓約書及び同意書欄がありますので、内容をご確認のうえ記入してください。
- 家庭環境や緊急連絡先など「放課後児童クラブ利用申請書」の内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会事務局へ連絡してください。
- 保護者の方の勤務先が変更された場合は、新たに就労証明書を提出していただく必要がありますので、速やかにお願いします。



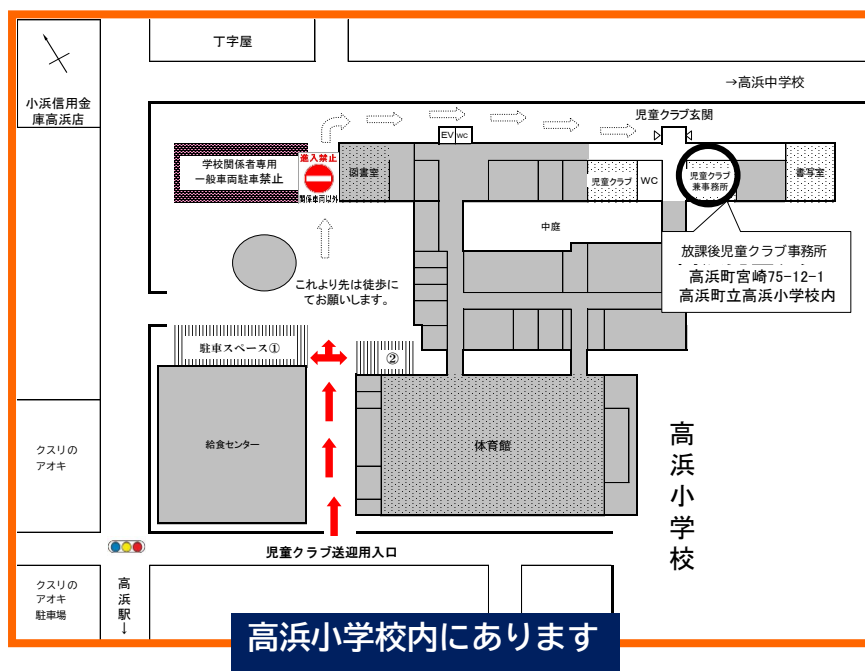
## (2) 退所手続き

- 離職等により児童クラブの利用が不要となった場合は、速やかに「退所届」を教育委員会事務局へ提出してください。  
(申請書類は教育委員会事務局にあります)
- 入所決定後、実際には就職されなかった場合や勤務時間が短時間で児童クラブの利用が不要であった場合には、児童クラブを退所していただきますのでご了承ください。
- 定期的に利用状況を確認し、利用がなく、かつ、利用する意思が見受けられない場合には、退所届を提出していただきます。

次の事項に該当する場合は、入所決定の取消または児童クラブの利用を停止することがあります。

- ①対象児童としての要件を満たさなくなったとき
- ②利用料金の滞納が発生し、督促通知したにも関わらず、期限内に納付がないとき
- ③「高浜町放課後児童クラブ入所申請書」の内容に虚偽があったとき
- ④条例や規則の他、各児童クラブで定めた規律に違反したとき
- ⑤児童クラブの運営上支障があると認められたとき(日常的な危害行為、風紀・秩序を乱す行為等)
- ⑥利用希望開始日または直近の利用日から3か月間利用がなく、かつ、利用する意思が見受けられないとき

### 高浜町放課後児童クラブ事務所(高浜児童クラブ)



## 5 その他

- 利用料金のお知らせやお便り等は、お迎えに来られる方にお渡しします。
- 小学校で登録している(登録予定の)「すぐメール」の保護者アドレスを放課後児童クラブ用にグループ登録し、使用させていただきます。  
アドレスを変更する場合に、不明な点がございましたら、教育委員会事務局に連絡してください。
- 各種申請書類に記入いただく個人情報については、厳正に管理し、「放課後児童クラブの運営」以外の目的には使用しません。

## 6 保護者の皆様へのお願い

### (1) 放課後の過ごし方について、ご家庭でよく話し合ってください。

申込みにあたっては、ご家庭でお子様本人にも確認し、なによりもお子様本人の気持ちを大切にしてください。

また、児童クラブは学校と同じく「集団生活の場」です。児童クラブのルールや約束を守って、他のお友達と仲良く楽しい時間が過ごせるように、保護者の方からもお声かけをお願いします。

### (2) ご家庭で児童と触れ合う時間を作ってください。

児童クラブは、日中保護者が不在となるご家庭の児童に活動の場を提供し、児童の健全育成を図るために開設していますが、一方、この時期の児童は「親と触れ合いたい」と求めています。

お仕事などが終わられましたら、できるだけ早くお迎えに来ていただき、ご家庭でお子様と一緒に過ごす時間を大切にしてください。

### (3) 利用予定を変更する場合（欠席、予定外の出席）は、必ず児童クラブに連絡してください。

提出された利用予定表をもとに、児童の下校指導や支援員の配置をしています。

児童の安全確保、児童クラブの円滑な運営のために、利用予定を変更する場合は、必ず児童クラブに連絡してください。

(児童クラブへのご連絡は留守番電話やメッセージでもかまいません。)

	電話番号	職員が対応可能な時間帯
高浜のびのびクラブ	080-6360-8718	平日 9:30~18:30 土曜日・長期休業中 7:45~18:30
和田のびのびクラブ	080-6364-7253	平日 14:00~18:30 長期休業中 7:45~18:30
青郷のびのびクラブ	080-6364-7254	平日 14:00~18:30 長期休業中 7:45~18:30
内浦のびのびクラブ	0770-76-2007	平日 14:00~18:30 長期休業中 7:45~18:30
教育委員会事務局	0770-72-7724	平日・長期休業中 8:30~17:15
高浜小学校	0770-72-0038	
和田小学校	0770-72-0138	
青郷小学校	0770-72-0302	
内浦小学校	0770-76-1233	



\*各児童クラブへの連絡がとれない場合は、教育委員会事務局に連絡してください。